

# 日下部吉士の伝承

——押木珠纒をめぐる——

## 小妻裕子

### 1、大草香皇子家の悲劇

数多くの皇位継承争いを描く記紀において、最も悲劇的な事件の一つに大草香皇子家の滅亡があるが、そのあらまは次のようである。

安康天皇は弟雄略の妃として大草香皇子の妹幡梭皇女を迎えるため坂本臣の祖根使主を派遣する。根使主は、大草香皇子が受諾の証に献った宝物「押木珠纒」を着服し、天皇に偽りの奏上をする。その讒言を信じた安康によって大草香皇子は殺され、皇子に仕えていた難波吉師日香蚊父子は殉死する。安康は大草香皇子の妻中蒂姫を皇后とし、幡梭皇女を雄略にめあわせる。

この大草香皇子殺害については記紀ともにほぼ同じような内容を伝えているが、紀のみは更にこれに、記にはない結末を加えてい

る。雄略十三年、呉人の饗応役を命ぜられた根使主が「押木珠纒」を身につけていたため、皇后幡梭皇女の証言によって旧悪が露頭し、根使主は誅伐される。更に難波吉士日香蚊の子孫には「大草香部吉士」の姓が与えられたというものである。この伝承は大草香皇子の非業の死に対する結着であるが、同時に草香部吉士の設置起源説話になっていることが注目される。

記紀を比較してみると、根使主の讒言によって大草香皇子が殺されるという事件の経緯は両者ともほぼ同じような内容を伝えているが、細かにその記述をみていくとその表現上に微妙な差が見られるのである。

根臣、遣<sub>二</sub>大日下王之許<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>詔（記）

遣<sub>二</sub>坂本臣祖根使主<sub>一</sub>、請<sub>二</sub>於大草香皇子<sub>一</sub>曰（紀）

右を比較してみると、「詔」は上から下に告げ知らせる意であるの

に対し、「請」はもともと君主にまみえてその命令を乞う意を表わしたが、転じて願う、求めるの意に用い、むしろへり下った意識が強い。記の表現は、あくまでも天子としての命令者の立場で安康を描いており、その「詔」の内容も

汝命之妹、若日下王、欲婚大長谷王子。故、可貢。  
という命令である。一方、紀は

願得幡梭皇女、以欲配大泊瀬皇子。

と懇請し同意を求めているのであって、そこには上下関係の意識は希薄である。従って、それに対する大草香皇子の答えも両者はおのずから異つたものとなる。記は

四拜白之、若疑有如此大命。故、不出外以置也。是恐、

随大命奉進。

とあくまで臣下としての礼をつくしているのに対して、紀はやはり臣下の意識、「大命」に対する服従の意識は希薄である。

僕、頃患重病、不得愈。(中略)但以妹幡梭皇女之孤、而不<sub>レ</sub>能<sub>二</sub>易死<sub>一</sub>耳。

皇子の感情の中心は、自分の死後の妹の境遇に対する憐愍であり、それを天皇家に託す決意である。大草香皇子にとって幡梭皇女を大泊瀬皇子にめあわせるという安康の意志は大命ではなく、「大恩」なのである。書紀には明らかに対等な婚姻関係をつくり上げようとい

う意識が働いているのである。

記によれば、大草香皇子は安康に対し、受諾のしるしに「礼物」として「押木珠纒」を献上している。『記伝』はそれを「韋夜士漏」と訓み、

韋夜はひやまひかへり申すこと、代は其<sub>レ</sub>奉る物実なり一略一  
此は、若日下王を大長谷王に奉り給ふ礼の実の物なり(注)

としている。宣長も挙げてるように、「礼代」の用例としては、

『遣唐使時奉幣祝詞』に

(皇神命以<sub>レ</sub>巨<sub>レ</sub>)、教悟給比那我良、船居作給<sub>部</sub>礼悦<sub>已</sub>備嘉志美礼代  
乃幣帛乎……進奉久止申。

また『出雲国造神賀詞』に

……神乃礼白、臣能礼白登、御禱乃神宝献良久

とみえる。これらはいづれも天皇或いは神に対する捧げ物の意であるから、おそらく「礼物」は天皇或いはそれに準ずる権威に対する献上の品とみてよいであろう。とすれば、ここでは婚儀拝受のしるしとして臣下の立場から雄略に献上された品物を意味することになる。一方、紀は「丹心を呈さむ」ための「信契」として献上したとしている。「丹心」は誠実な心の意であり、信・契はともにしるし、あかしの意味で、契の字は二片を合わせて一つのものを証として成らしめる割符を表わす。それは、両方の合意として成立すべき

婚儀に対する大草香皇子家の誠意の表明であり、対等な立場からの契約であることを主張する言葉であるといえよう。

大日下王者、不<sub>レ</sub>受<sub>二</sub>勅命<sub>一</sub>曰、己妹乎、為<sub>二</sub>等族之下席<sub>一</sub>而、取<sub>二</sub>横刀之手上<sub>一</sub>而怒歎。(記)

乃謂<sub>レ</sub>臣曰、其雖<sub>二</sub>同族<sub>一</sub>、豈以<sub>二</sub>吾妹<sub>一</sub>、得<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>妻耶<sub>一</sub>(紀)

という根使主の讒言は全くのデッチ上げではなく、大草香皇子の天皇家に対する上述のような対等意識の反映によるものではないかと思ふ。

この後、安康が皇后中蒂姫に大草香皇子殺害のことを物語るのを聞いて、皇子の遺子眉輪王が昼寝中の安康を暗殺するという事件が起きている。兄の変事を聞いた雄略に攻められ、眉輪王は円大臣の宅に逃げ入り、円大臣はこれをかくまう。円大臣は女韓媛と葛城の土地を献上するが雄略は許さず、円大臣の宅を焼き、眉輪王と円大臣は焼死する。

ここで不思議に思えることは、円大臣がなぜ眉輪王に味方したか、ということである。雄略は允恭の嫡腹の皇子で、安康の同母弟である。一方眉輪王は、同じく仁徳の孫であるとはいえ、父大草香皇子は日向諸県君女という卑母の所生であり、しかもその父を失っているのである。雄略とは勢力の点で比較にならないように思われる。にもかかわらず、円大臣はこの王子をかくまった。しかも、紀によ

れば安康の同母弟黒彦皇子まで味方に加わっている。

井上光貞氏は「これら一連の内乱は、イチノベノオシハノミコら葛城系の皇統をあくまで支援しようとする葛城氏と、葛城の勢力を排除しようという、大伴・物部などの新興豪族との対立によって導かれたのではあるまいか。葛城のツブラノオミがマヨワノミコのために戦ったのは、マヨワノミコを皇位につけるためではなくて、イチノベノオシハノミコの不安定な皇位を確立するためだったのではあるまいか」といわれる。当時の政治状況はまさしくその通りであったろうが、しかしそれだけでは円大臣が眉輪王を援護して戦ったことの充分な説明にはなっていない。むしろ、そのような状態の中で一層慎重にならざるを得ない立場である葛城氏が、市辺押磐皇子の皇位継承のために敢えて大きな賭けを託しうるほどに眉輪王が有効な存在であったことが明らかにされねばならないであろう。

## 2、大草香皇子の背後勢力

押磐皇子は系譜上極めて濃い葛城氏系皇統である。当時の葛城氏の勢力からみて、押磐皇子は有力な皇位継承候補者であったことが推測できる。しかし一方に、忍坂大中姫を母とする安康・雄略二皇子の存在があった。忍坂大中姫は、安康即位前紀によれば、応神が河派仲彦(注)の女弟媛を娶って生んだ稚野毛二派皇子の女である。更に



結果的には、「雄朝間稚子宿禰皇子、長之仁孝」ゆえに、允恭が即位したのであるが、大草香皇子の勢力はおそらく允恭崩後にも影響を及ぼしていたのであろう。先に述べたように、この大草香皇子の優位性は安康元年にもひきつがれている。一方では腹中の皇子である押磐皇子が皇位継承候補者としてクローズアップされる時に、安康が同母弟大泊瀬皇子と大草香皇子の妹をめあわせようとしたのは、そのような無視できない大草香皇子の背後勢力との融和策ではなかったろうか。しかしこの融和策は決裂した。ここに安康と大草香皇子の抗争が起き、皇子は滅ぼされる。その遺児肩輪王は、記によれば安康を暗殺した時七歳であったという、このような若年の、孤児同然の王子を円大臣が庇護したのは、大草香皇子の遺した勢力に着目したためではなかろうか。

安康紀によれば、大草香皇子に殉死した難波吉師日香蚊父子は皇子の側近であったという。「吉師」は水上交通の技術者集団であり、四世紀後半から活発になってきた朝鮮半島との交通にあたって重要な地位を占めていたようである。<sup>(注9)</sup>

神功皇后の朝鮮出兵をみても明らかのように、四世紀以後の軍事力において水軍は欠くべからざる重要な役割を果たしていた。この当時の大きな反乱をみても、住吉仲皇子の乱では、海部を管掌していた阿曇連と淡路の野嶋の海人らが住吉仲皇子軍に加担して大

きな働きをしている。<sup>(注8)</sup> また、星川皇子はその生母吉備稚媛の宗家である吉備氏の水軍を背景として反乱を起こしている。<sup>(注9)</sup> 当時において水軍力は勢力の一環として非常に重要な位置を占めていたのである。同じように、実際に水上交通にたけた吉士集団を擁していたとすれば、大草香皇子の勢力もまた、無視できないものがあつたであろう。

大草香皇子と草香部吉士（難波吉師）との間に紀が主張するような関係が実際にあつたとすれば、養育関係ではないかと思う。時代は下るが、天武天皇殯宮の記事に<sup>(注10)</sup>

#### 第一大海宿禰菖蒲、誅壬生事。

とある。「壬生」は皇子の養育係で、推古十五年春二月に壬生部設置の事がみえる。ここで壬生の誅を大海宿禰が行なっていることと、天武の幼名大海人皇子とはおそらく関係あろう。大海人皇子の養育者が大海氏であり、それによって「大海人皇子」と名付けられたのであろう。また、雄略即位前紀に肩輪王に加担したために雄略に殺害された境黒彦皇子について、

於是、大臣与黒彦皇子肩輪王、俱被燔死。時坂合部連賢宿禰、抱皇子屍而見燔死。其舍人等、収取所燔、遂難折骨。

という記述がある。境黒彦皇子と坂合部連の名を比較すると、そこに特別の関係を暗示しているように思える。彼らは、皇子とその養

育者という、強い絆で結ばれていたのではあるまいか。

このようにみえてくると、大草香皇子が草香部吉士と養育を通じて特別な関係を持っていたのではないかという推測が成り立つ。即ち、皇子の養育者である草香部吉士にちなんで、大草香皇子の名が付けられたと考えられる。大草香皇子と草香部吉士との関係を述べているのは書紀のみにもられる伝承なのであるが、安康紀から雄略紀にかけての一連の物語をみてみると、決してそれを後世の付会としてのみ処理できないほど、密度の濃い物語になっている。

根使主に対する大草香皇子の言葉は、先にみたように記に比べて私的感情に溢れており、その底に天皇家に対する対等意識が流れている。記にはない難波吉師日香蚊父子の殉死の物語もまた詳細に描写されている。主君の死を嘆き、その遺体を抱いて悲しみを述べる父子の忠誠を感動的に描き、

軍衆悉流涕

と共感を以って結んでいる。しかも「君<sup>ヲ</sup>罪<sup>ニ</sup>而死<sup>ス</sup>之」という言葉を二度も繰り返しているほど、大草香皇子の死に対する義憤に満ちているのである。この伝承はそのまま雄略十四年四月紀につながって、事件の結末をつけている。根使主の旧悪露頭と誅伐によって大草香皇子の冤罪を晴らすとともに、草香部吉士の起源説話ともなっている。このような伝承が草香部吉士によるものであることは明らかである。

かである。

この伝承の特徴の一つは、物語全体に極めて特殊な表現や知識が溢れていることである。

僕頃患<sup>ニ</sup>重病<sup>ニ</sup>、不得<sup>レ</sup>愈<sup>ス</sup>。譬如<sup>ニ</sup>物積<sup>レ</sup>船<sup>ヲ</sup>以待<sup>レ</sup>潮者<sup>ナリ</sup>。

という表現は、海に關係の深い、それも漁労集団であるよりもむしろ航海・交易に深い關係を持つ人々の生活感覚に基いた譬喩であることを窺わせる。また、雄略十四年根使主の旧悪露頭の背景に呉人の饗応という特殊状況を設定していることも興味深い。欽明十一年及び舒明四年には吉士・難波吉士らが外国の使者を接待した記事がみられるが、三浦氏の「吉士について」によれば、外国との交渉は吉士の職掌の最も主なものであったようである。紀の使節派遣記事の中でも、吉士の名が圧倒的な数を占めている。そのような対外交渉の職務の中に、外来使節の接待が当然含まれているのである。外来使節の饗応という特殊状況は、伝承者である草香部吉士にとって極めて関心の深いものであり、またそれに対する知識を充分持っているということができる。

根使主の旧悪露頭の直接のきっかけとなり、さかのぼって言えば、大草香皇子事件そのもの原因となった「押木珠纒」なる宝物はどのようなものであったのだろうか。記伝は、

書紀に立纒ともあるを思ふに、其の押木のさまに造りたる茎に

玉を貫ねたるにや、髻木縷といふも其ノ形状の巖の立たる如く見ゆるを以て云か木とは其まを云ふべし(注11)としてゐる。

縷というのは、蔓草や木の枝・花などで作った髪飾りて、魏志倭人伝に

男子皆露紒、以木縣招頭

とあるので、早くから髪飾りをつける風習があったことが窺われる。記紀のイザナギの黄泉国訪問譚の中に、蔓が葡萄に化成する説話があり、尾張国風土紀逸文吾縷条には賢樹の枝で作った縷によって神の所在を知る話があることから、本来鬘は呪術的なものであったと、土橋教授は指摘されている。(注12)

問題の「押木珠縷」もこのような鬘の一種であるらしいが、紀に根使主見「押木珠縷、感其麗美、以為盜為三己宝。」

とあるので、かなり立派な物であったようである。また、播磨国風土記賀古郡比礼墓条に

昔 大帯日子命 詠「印南別嬪之時、(中略)到「摂津国高瀬之濟、請「欲度此河」(中略)即取「為」道行儲之弟縷、投「入舟中」則縷光明 炳然滿「レ」舟

とある「弟縷」は、燦然として豪華な縷である。このような縷が蔓草や布で作られたものとは考えられない。おそらく金冠の類である

う。

わが国の中・後期の古墳の副葬品の中に金銅製の冠が発見されている。後藤守一氏によれば、いずれも金銅製の薄板を加工したもので、瑠璃玉やガラス玉をはじめこみ瓔珞をつけた装飾的な物もみられるという。(注13)また、朝鮮の金冠塚や瑞宝塚で発見された金冠は一層技巧的で莊重華麗な装飾が施されているようである。小林行雄氏は、このような金冠の着用は古墳時代中期以降の風俗で、大陸から製品の形で輸入されたものであり、従ってその使用の層もかなり限られていたと推定されている。(注14)金冠出土古墳はそのほとんどが後期のもので、六世紀頃のものが多いのであるが、熊本県江田船山古墳から金冠とともに発見された鉄製環頭大刀の銘「治天下復□□□□齒大王世」を、福山敏男氏が「復宮。ミヅ。齒大王」と判読されて以来有力説となつてゐるので、それが認められるならば、反正朝を基準に金銅製冠の着用の時期も推定できる。(注15)おそらくこの頃が日本における金冠着用の最も早い時期になるであろう。

大草香皇子の「押木珠縷」がこの大陸風金冠であるなら、皇子はいちちやくこのような大陸の風俗を取り入れていたことになり、大陸との交渉に関与していたことになる。紀の物語において、根使主は「押木珠縷」の美しさゆえにそれを着服して天皇に偽奏したのであり、のちに根使主がそれを着けて呉人を饗応した時、その美しさ

と珍しきゆえに天皇の耳に達し、旧悪が露頭するという筋の運びになつてゐる。この押木珠纒が、当時まだ珍しかった朝鮮到来の華麗な装飾を施した金銅製冠であつたことは疑いない。天皇も所有してゐなかつたこの宝物を、大草香皇子にもたらしめたものは草香部吉士であつたらう。吉士集団は対外交渉に活躍していた集団であつた。従つて外国からの宝物をもたらす役割も担つていたのであらう。白雉五年七月条には西海使吉士長丹が唐から文書とともに多くの宝物を得て帰り少花下位を授けられた記事がある。「押木珠纒」が金冠であるとするなら、草香部吉士がその輸入に関わつていたことは充分考えられ、それが非常に貴重な美しい装飾品であることを熟知していたに違いない。

### 3、日下部氏の分布と金冠伝来

「キン」というカバネは、三浦氏によればもと新羅で用いられていた官位で、日本では対外交渉に専従した帰化系集団に対して与えられた一種の姓であるとされる。<sup>(注17)</sup> それに冠せられた「草香部・日下部」は、地名としても人名としても、北九州・出雲周辺を中心に畿内・丹後・東国と全国的に分布してゐる。<sup>(注18)</sup> 日下部氏に関わる伝承も少なくないが、その中で、丹後国風土記逸文の浦嶋伝説は「日下部首等先祖名云「筒川嶋子」といふ、日下部首の始祖伝承になつてい

る。これについて、水野祐氏は「嶋子の伝説が、たとえそれが原初的には、付近一円の漁労民の間で広く伝承されていた伝説であつたにしても、一度氏族伝説として、日下部首族に採用され、その氏人によつて伝承されるに至」つたとされ、ここにみえる「日下部首」について、「日下部の伴造であり、開化天皇後裔氏族で、丹波道主の同族であり、丹波与謝郡を本貫の地とした古い大豪族であつた」<sup>(注19)</sup>と考察されている。即ち、日下部首が彦坐命の後裔とされることから、日下部首は丹波系氏族の一員であつたと類推されている。従つて、「古くから丹波を中心とした日本海沿岸の曲浦、丹後半島の西と東に占居していた古代慣海航海民であつて、漁撈・航海に従事していた人びとを基盤としていた」<sup>(注20)</sup>丹波系氏族の一成員として、丹波地方の日下部が日下部首の下で漁撈・航海民集団を形成していたとされる。更に肥前国風土記松浦郡鏡渡条に早部君の祖弟日姫子の説話を載せているが、この地は松浦川の河口付近の港で、朝鮮半島への航海ルートになつていたらしいことは、弟日姫子の夫大伴狭手彦が任那・百濟派遣にあつてここから出港したとあることから窺える。また、その大伴狭手彦と弟日姫子の物語を始祖伝承に持つてゐることから、日下部君自身半島との関わりがあつたのではないかと思われる。

このように航海・漁撈に関係の深い説話を持つ日下部氏の多くは、

海港に近い土地に蟻踞していた形跡を持つ。おそらく日下部は、本来漁撈・航海などに従事する部民であり、海上交通の技術者集団である吉士が彼らの一部を管掌していたものであろう。

わが国における金冠出土古墳は十八基、出土金冠（金銅・鍍銀・銀製を含む）は二十一個である。これらの古墳のほとんど全てが海港あるいは川に臨んでいるので、金冠は水上運輸されたとみてよいであろう。その中で日下部の分布と深い関係がみられるのは十一基である。

出土古墳	分布地
江田船山古墳	熊本県玉名郡菊水町
沙見古墳	佐賀県武雄市橘町
島田塚古墳	佐賀県唐津市鏡今屋敷
銀冠塚古墳	福岡県鞍手町八尋
宮地獄古墳	福岡県宗像郡津屋崎町
東宮山古墳	愛媛県川之江市東
築山古墳	鳥根県出雲市上塩治町
諸木古墳	鳥取県西伯郡会見町
長者平古墳	鳥取県西伯郡淀江町福岡
南塚古墳	大阪府茨木市宿久庄

日下部吉士の伝承

関連事項

肥後国合志郡擬大領日下部辰吉（後国合志郡擬大領日下部辰吉）（統日本紀）  
阿蘇神宮権宮司草部氏（阿蘇系図）

松浦郡鏡渡条日下部君伝承（風土記）

来坂久佐加神社（風土記）  
また、宍道湖周辺に日下部の分布著しい。

伯耆国会見郡日下郷（和名抄）

淀川水系・摂津における日下部の分布（姓氏録）

稻荷山古墳	滋賀県高島郡高島町鴨
石船山古墳	福井県吉田郡松岡町吉野境
桜ヶ丘古墳	長野県東筑摩郡本郷村
二子山古墳	群馬県佐波郡玉村町山王
古城古墳	群馬県伊勢崎市今
乗附古墳	群馬県高崎市
山王山古墳	千葉県市原市姉崎
三味塚古墳	茨木県行方郡玉造町沖州

利根川及びその支流沿岸と利根川下流の日下部氏

上総国造日下部使主三三（萬葉集）

下総国匝瑳郡日部郷（和名抄）  
と利根川をはさんで隣接

このように、金冠出土古墳のほとんどが日下部との関連を推測できるとすれば、金冠の舶載に日下部が重要な役割を果たしていたことの裏付けとなるであろう。従って、水軍従事者を率いた草香部吉士が大草香皇子に金冠をもたらしたことは大いにありうる。以上、考察してきたことをまとめると次のようなことが挙げられる。

- (1) 安康紀元年の大草香皇子の讒死と難波吉士父子の殉死は、雄略十四年の根使主誅伐・大草香部吉士設置の記事と首尾一貫して、草香部吉士の設置起源説話になっていること。
- (2) 物語の要素に、航海、対外交渉というような特殊な知識を駆使していること。

(3) 特に「押木珠纒」は舶来の金冠であると思われ、その舶載に

日下部が深く関わっていることが充分考えられること、従ってその美しさや貴重さが熟知のものとして表現されていること。

- (4) 全体的な詳細さ、草香部吉士の大草香皇子の死に対する悲憤など、この物語全体に真実味があり、大草香皇子と草香部吉士の間に密接な関係があったと思われること。

従ってこの説話は、大草香皇子と草香部吉士の間の実関係をもとに、草香部吉士特有の知識で脚色された、草香部吉士設置起源説話であることが結論づけられる。

#### 4、草香部吉士伝承の定着

紀は、草香部吉士設置の記事のあとに、根使主の子であるという小根使主が父の城を誇って天皇の城を侮ったため誅伐される事件を載せ、「根使主之後為<sub>二</sub>坂本臣、自<sub>レ</sub>是始焉」という文で結んでいる。岸俊男氏は、この結び方が雄略九年の小鹿火宿禰に関する伝承の中で、新羅から帰国した小鹿火宿禰がひとり角国に留まり、「而<sub>レ</sub>名角臣、自<sub>レ</sub>此始。」と結んで角臣の始祖伝承を語っているのと似ており、<sup>(注23)</sup>紀においては角臣と坂本臣がともに紀氏の同族とされることから、書紀編者が角臣と坂本臣の同族関係を意識して始祖伝承の結びの文を統一しているとされる。<sup>(注24)</sup>

しかし、厳密にみてもみると、根使主に関する伝承は坂本氏の始祖

伝承にはなっていない。角臣の場合は、角国に留まったことによりその地名にちなんで角臣を称したことが明らかにされているが、坂本氏の場合は何によって坂本を名のったのか書かれていない。根使主が追われて日根に逃げ、そこで殺されたその子孫は皇后の部民と茅渟県主の負囊者に落とされる。その事件の後に小根使主の事件を載せ、唐突に「根使主之後為<sub>二</sub>坂本臣、自<sub>レ</sub>是始焉。」と結んでおり、坂本氏に関する限りこの伝承は脈略のない感がある。

姓氏録は和泉皇別に

坂本朝臣。紀朝臣同祖。建内宿禰男紀角宿禰之後也。男白城宿禰三世孫建日臣。因<sub>レ</sub>居賜<sub>二</sub>姓坂本臣。

と載せ、和名抄に「和泉国和泉郡坂本郷」とあるので、坂本氏の本貫はこの地であったろう。従って、根使主が和泉の日根に逃げたのは自己の勢力圏だったからである。もともと坂本氏の始祖伝承としては、小根使主の話を含めたもつと違った伝承が存在していたのではあるまいか。そこには根使主が和泉国坂本郷に移り住むようになった由来が語られていたはずである。その物語が、草香部吉士の起源説話として改変されたため、残されたのが小根使主の話と「根使主之後云々」の一文のみであったのではなからうか。従って岸氏とは逆に、紀氏の同族としてのその文末を統一した坂本氏の家の伝承としての原資料があり、それが草香部吉士の設置起源を語る説話に

利用され改変されて、文末のみが残される矛盾が生じたものであらうと考える。

このような伝承の改変と書紀への定着はどのような経過をたどって行われたのであらうか。

天武十年正月紀に次のような記事がある。

大山上草香部吉士大形、援<sub>二</sub>小錦下位<sub>一</sub>。仍賜<sub>レ</sub>姓曰<sub>二</sub>難波連<sub>一</sub>。

更に三月に「帝紀及上古諸事記定」の勅が下され、その編者の中に難波連大形の名がみえる。この「帝紀及上古諸事」が何にあたるのかについては諸説がある。記序文には「帝皇日繼・本辞・先代旧辞」などの名もみえる。これらが書名としての固有名詞なのか、皇統譜や氏族伝承や説話の類を一般的に指す普通名詞なのかはまだ説が分かれるところである。問題は、天武十年三月の「帝紀及び上古諸事記定」が和銅五年成立の記や、統紀に養老四年成立と明記されている紀の編纂にどのように結びつくかという点である。

林屋辰三郎氏はこれを記と関係づけて論じておられる。<sup>(注25)</sup>氏はその

根拠を、天武十年の修史に参加した諸氏は「難波連を除いてすべてがその祖先に関する記載を古事記のうちに見出すことができる」とに求め、「こうした人人を中心として編纂されようとした国史が、古事記を官撰にふさわしく体系化したものであらう。」と推定されている。しかし記と紀を比較してみると、天武十年三月の記事に挙

げられている諸氏に関する限り例外なく、紀のほうにははるかに説話が多く内容が豊かである。更に林屋氏が除外された難波の連の伝承は記には全くみられず、紀にのみ詳細な始祖伝承が取り上げられている。それだけでも林屋氏の論には矛盾があるといわなければならぬ。

もちろん、「帝紀及上古諸事」の内容やその意味、記紀成立との関連は、単に一氏族の伝承のみに関する考察だけでは明らかに成るべきものではないが、小島憲之氏がいわれるように、<sup>(注26)</sup>天武十年に書紀編纂の大事業が開始され、「正確にいうと書紀の整備」であり、「帝紀と旧辞は書紀の資料の核心となった」とされる意見に賛成したい。

草香部吉士の伝承は、難波連大形の手によって整備され、紀の原資料に定着したものであらうと思われる。そしてその原資料がすなわち、天武十年三月の「帝紀及上古諸事」に当たるのではなからうか。

草香部吉士にとってこの修史事業への参画の意義は大きかった。難波連を与えられたのはどのような功績があったためなのか。確固たる地位を得た草香部吉士の後裔は、この得難い機会を利用して、始祖伝承を国史に定着させ先祖の功績を賞揚したのである。

草香部吉士の始祖伝承は、紀の中でも最も文芸性豊かなものであ

ろうと思う。掃化系氏族である草香部吉士は文学に秀れていたであろうか。「帝紀及上古諸事記定」への参画者の一人に選ばれた理由も、あるいはそのようなところにあつたのかもしれない。

- ① 『古事記伝』第四十
- ② 古典大系本訓「まことのころ」
- ③ 井上光貞「帝紀からみた葛城氏」『日本古代国家の研究』所収
- ④ 景行記に、倭建命の子息長田別王の子にあたる人に校侯長日子王とある。
- ⑤ 井上氏前掲書。
- ⑥ 門脇禎二『大化改新論』第一章「舒明天皇即位時紛争事件」
- ⑦ 三浦圭一「吉士について」『日本史研究第34号』所収。
- ⑧ 履中即位前記。
- ⑨ 清寧即位前記。
- ⑩ 天武紀朱鳥元年9月。
- ⑪ 『古事記伝』第四十。
- ⑫ 『古代歌謡と儀礼の研究』第二章正月行事と山人の儀礼。
- ⑬ 「上古時代の天冠」『日本古代文化研究』所収。
- ⑭ 「古墳時代の研究」
- ⑮ 「江田発掘大刀及び隅田八幡神社鏡の製作年代」『考古学雑誌』第二十四巻第一号所収。
- ⑯ 小林氏は前掲書で「五世紀代に輸入されて五世紀のうちに古墳に副葬されたものがあることを、遺物の型式上から推論うしる」と述べておられる。
- ⑰ 三浦氏前掲書。
- ⑱ 『古代社会と浦島伝説』第一章「丹波系氏族と浦嶋子伝説」

- ⑲ 『姓氏録』和泉皇別。
- ⑳ 水野氏前掲書。
- ㉑ 小林行雄「倭の五王時代」『日本書紀研究』第二冊所収。
- ㉒ 日下部氏の分布。

国名	記	録	出典
河内	神護景雲二年二月日下部意卑麻呂		統日本紀
摂津	貞観六年撰津国武庫郡節婦日下部連		統日本紀
和泉	大鳥郡日部久佐倍郷		和名抄
	大鳥郡日部神社		神名帳
山城	列栗郷戸主日下部連広足		天平十五年四月 弘福寺田数帳
播磨	揖保郡日下里		風土記
出雲	秋鹿郡郡司主帳外従八位下勲業日下部臣 秋鹿郡人日下部味麻		風土記
但馬	波如里日下部餘亮等多数 貞観十七年十月美倉郡權大領外従八位上日下部良氏		天平六年計会帳 大和負賑給歴名帳
	河村郡日下村、会見郡日下村		統日本紀
因幡	八上郡日部郷、智頭郡日部郷		和名抄
	日下部黒女		和名抄
美作	眞取郡草加部郷		和名抄
備前	上道郡日下郷		和名抄
備中	小田郡草壁		和名抄
周防	玖珂郡日下部安見等		延喜戸籍
隠岐	主帳外少初位上勲十二等日下部保智萬侶		天保元年正税帳
美濃	日下部惠美亮		大宝当国 春日里戸籍
陸前	天平勝宝元年閏五月心田郡日下部深淵		統日本紀
尾張	中島郡日部・愛智郡日部郷		和名抄

三河	日下部郷伊福村	風土記逸文
駿河	寶飯郡草部明神	国帳
武蔵	日下部今子・当国使官位郡散事日下部若槌	天平十年 当国正税帳
上総	日下部眞刀自	靈異記
下総	国造丁日下部使主三中	万葉集
筑前	匝蹊郡日部郷	和名抄
筑後	嘉麻郡草壁郷	和名抄
肥後	山門郡草壁郷	和名抄
豊後	貞観十八年合志郡擬大領日下部辰吉	統日本紀
日向	日田郡鞆編郷日下部君	風土記
阿波	貞観八年正月日向国人従七位下日下部清直	統日本紀
	板野郡日下部	延喜戸籍

- ②③ 雄略紀九年。
- ②④ 「紀氏に関する一考察」『日本古代史研究』所収。
- ②⑤ 「古事記とその時代」『古事記大成』四所収。
- ②⑥ 岩波古典大系日本書紀解説。